



石狩市

No.21 2020年8月発行

編集・発行

石狩市環境市民部 消費生活センター

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り



令和2年度 消費者被害防止 ネットワーク会議を開催しました！

新型コロナ感染防止を考慮して新北海道スタイルで実施しました

7月1日(水)、令和2年度石狩市消費者被害防止ネットワーク会議を開催しました。

三密を回避するため、りんくる交流活動室を会場とし、参加者にマスクの着用および手指の消毒にご協力いただき、対人距離を確保し、マイクの消毒、換気を徹底する等、できる限りの感染予防対策をとって実施しました。



ネットワークで連携する事例は年々増えています

本ネットワークは消費者安全法に基づき、市民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関および団体が連携して消費者被害の防止に資することを目的として、平成29年9月に設立されました。

ネットワークの設立以来、関係機関と連携して取り組む事例は年々増加しています。消費者被害が疑われるケースでは、関係機関から消費生活センターへ問い合わせいただいたことをきっかけとしてトラブルを未然に防ぐことができた事例がありました。また、既にトラブルが発生しているケースでは、相談することで解決できる可能性があることを当事者に伝えていただき、被害の回復に成功した事例もありました。このような取り組みを通して、ネットワークの重要性を再認識しているところです。

消費者トラブルを防ぐため、より一層ネットワークの連携を強化します

会議では、消費生活相談員から石狩市における消費生活相談の現状と消費者被害の動向について解説し、ネットワークの連携事例を報告しました。

参加者からは、消費者被害防止に向けた普段の取り組みや、地域で見守り活動をするうえで感じたこと、今後の活動方針やネットワークの連携などについて、数々の貴重なご意見をいただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大が危惧される最中、街頭啓発や出前講座の実施が困難な状況であり、市民の皆様へどのように注意喚起していくかが課題となっていますが、このような時だからこそ繰り返し情報を発信し、ネットワークで情報を共有して、ひとりでも多くの市民の皆様へ正確な情報を伝えていくことが重要だと感じました。





訪問販売おことわり

ステッカーを活用しましょう！

訪問販売おことわりステッカーは、
消費者の「**いきません**」の意思表示！



ステッカーは、
市役所1階の消費生活センター入口、
厚田支所、浜益支所に設置しています。

「断っているのに何度も勧誘に來られて
迷惑だ」

「ひとり暮らしをしている高齢の母が訪問
販売で断り切れずに契約してしまった」

消費生活センターにはこのような苦情が
多く寄せられます。

北海道消費生活条例では、「消費者が
勧誘を拒絶する意思を表示している場合
に、事業者はその消費者に一切の勧誘を
行ってはならない」旨規定されています。
(北海道消費生活条例第16条第1項)

「訪問販売おことわりステッカー」を無視した
訪問勧誘は条例違反であり、行政指導の
対象となります。

トラブルを未然に防ぐために、ステッカー
を玄関に貼って意思表示しませんか？

令和2年度 石狩市消費生活センター 相談受付状況と傾向



〈相談件数〉

4月	35件
5月	45件
6月	42件
7月	43件
計	165件

今年1月28日に道内で最初の感染者が確認されて以降、石狩市でも
新型コロナ関連の相談が増えています。「ネット通販で注文したマスクが
届かない」「海外から注文した覚えのないマスクが届いた」といった相談
が寄せられています。

また、外出自粛で通信販売の利用が増加し、「注文した商品が1か月以
上経っても届かない」「代金を振り込んだのに商品が届かない」というト
ラブルや、「1回だけのつもりで注文したサプリメントが定期購入だった」
「解約したいが電話が全然つながらない」などの相談が急増しています。

今後も新型コロナに便乗した悪質商法や、給付金・助成金を装った詐
欺に警戒し、少しでも疑問や不安を感じた場合は、一人で悩まず相談して
ください。



「**こまったな...**」と思ったら、**相談してください！**

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ

消費者ホットライン **188** いやや! 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。